

久米島町景観計画改定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久米島町が発注する久米島町景観計画改定支援業務（以下「本業務」という。）について、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績、優れた技術力及び信頼性を有する最も適した受注候補者を特定するため行う公募型プロポーザル方式による契約実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公募型プロポーザル方式

参加者を公募し、その参加者のうち一定の条件を満たすものから提出された提案書等を評価基準に従い評価し、受注候補者を特定する。

(2) 参加者

第8条第1項の参加申込書を提出したものをいう。

(審査委員会及び審議案件、審議事項)

第3条 本業務の公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により厳正かつ公平に契約の相手方を特定するため、審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 審議案件

ア 久米島町景観計画改定支援業務

(2) 審議事項

ア 久米島町景観計画改定支援業務公告（主に参加資格要件及び提案書の評価基準に関する事項）の審査

イ 参加申込書の審査

ウ 提案書の評価

エ 受注候補者及び次点受注候補者の特定

オ その他必要な事項

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員5人以内で組織し、委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 副町長

(2) 建設課長

(3) 商工観光課長

(4) 企画財政課長

(5) 環境保全課長

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長を、副委員長は建設課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は、その会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議に付する必要がないと認める場合には、持ち回り審査により過半数の委員の同意をもって、会議の審査に代えることができる。
- 5 会議は、非公開とする。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(公正な委員会の運営)

第6条 第13条の事務局は、委員と参加者との間の接触又は利害関係等の有無について、委員会による提案書の評価の前に、委員からの聞き取り等により確認するものとする。

- 2 受注候補者を特定するまでの間に、参加者から委員に対して故意の接触があった場合は、委員は事務局へ通報することとし、当該参加者を評価対象から除外するものとする。
- 3 委員会が提案書の評価に入った後に、委員から評価内容に関して利害関係がある旨の申告があった場合は、当該委員は、当該評価に関与しないこととする。
- 4 委員が故意に不正行為を行った場合は、委員は辞退し、又は解任されるものとする。

(参加資格)

第7条 募集の参加資格は、次の要件をすべて満たす企業又は団体（以下「事業者」という。）とする。

- (1)仕様書に基づく業務の履行が可能であること。
- (2)沖縄県内に本社又は支社、営業所を有すること。
- (3)過去5年間に国（公団等を含む。）及び地方公共団体との間に類似業務の契約実績があること。
- (4)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6)募集開始の日から参加申込書の提出締切までに、久米島町暴力団排除条例（平成23年条例第17号。以下「暴力団排除条例」という。）の規定による措置、又は久米島町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成26年策定）の規定による指名除外を受けていないこと。
- (7)暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員、暴力団員等を構成員としていないこと。

- (8) 募集開始の日現在において、国税、都道府県税及び市町村民税を滞納していないこと。
- (9) 本事業を運営するにあたって、必要に応じて久米島町と速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。

(10) 応募者

- ① 本事業を行う能力を有し、法人格を有する単体企業または共同企業体（それぞれが法人格を有する複数の企業の共同）とする。
- ② 共同企業体で応募する場合は、構成員の中から代表者を1者選定するものとし、その代表者が本町との連絡窓口となり、提案に必要な諸手続きを行い、その他の構成員は連携して事業遂行の責を負うものとする。

(参加の申込及び参加資格の確認)

第8条 本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、実施要領に定める参加申込書を提出しなければならない。

- 2 委員会は、前項の参加申込書が提出されたときは、当該参加者が公告に定める資格要件に適合するか確認し、適合すると認めたときは、提案書を受理するものとする。

3 応募書類と提出方法

(1) 質問等の受付

- ア 受付期限 令和8年4月2日（木）12時まで（必着）
- イ 提出方法 メール
- ウ 回答方法 一括して取りまとめ久米島町ホームページへ掲載する。
- エ 提出書類

① 質問書【様式1】

(2) 参加申込書の提出

提案書の提出を希望する者は、以下の要領で提出すること。

- ア 受付期間 令和8年4月7日（火） 17時まで（必着）
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出書類

① 参加申込書【様式2】

- ・提出期日までに提出のない企業の提案は受け付けない。

② 誓約書【様式3】

- ・本業務契約締結日までに、誓約書の記載事項に反した場合は、失格とする。

(3) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、所定の様式により提出期限までに持参又は郵送により提出すること。

- ア 受付期間 令和8年4月14日（火） 17時まで（必着）
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出書類

- ① 会社概要【様式4】
- ② 実績書【様式5】
- ③ 企画提案書【様式6】
- ④ 企画書
 - ・実施方針及び具体的な提案、実施スケジュールを記載すること。
 - ・社名表記をし、綴じ方は長辺綴じとする。
 - ・原則としてA4版とし、20ページ（10枚）以内とすること。
- ⑤ 見積書【様式7】（任意様式可）
 - ・各項目の単価と内訳を記載すること。
 - ・消費税は10%で計上すること。
- ⑥ 添付書類
 - i) 会社の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - ii) 直近事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
 - iii) 納税証明書（地方税及び国税）

(4) 留意事項

- ①使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。
フォントは見やすいフォントとして 11 ポイント以上とすること。
- ②各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。
用紙の大きさは、A4版で綴じたものとすること。
- ③現場確認等を行わず、仕様書で示す「久米島町景観計画改定支援業務」を参考に積算のうえ、企画提案書を作成すること。

(5) 提出部数

	提出書類	様式等	部数
1	参加申込書	様式2号	1部
2	誓約書	様式3号	1部
3	会社概要	様式4号	1部
4	実績書	様式5号	1部
5	企画提案書	様式6号	6部
6	企画書	任意様式	6部
7	見積書	様式7号（任意様式可）	6部
8	業務実施体制	任用様式	1部
9	添付書類		1部

※6部のうち、正本1部、副本5部とする。

(6) その他

- ①企画提案に係る費用は、企画提案社の負担とする。
- ②応募書類については、返却しないものとする。

- ③応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- ④応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする。

(評価の基準及び審査)

第9条 委員会は、前条第2項の規定により提出された提案書について、下表で定める基準に基づき、書類評価の評価点を採点するものとする。

No.	評価項目	評価の視点・基準	配点
1	業務実績 (25点)	業務を円滑に遂行するに足る類似業務の実績を有しているか。	15
		長期に渡り、安定的に事業執行できる経営状況であり、計画通りの事業執行を行う能力を有しているか。	10
2	業務実施体制 (15点)	管理者や担当者等が本業務に関係する資格や実績を有しているか。	5
		業務の実施手法やスケジュールは適切であるか。	10
3	企画提案内容 (50点)	本業務の趣旨を理解し、目的に沿った考え方が提案されているか。	5
		プレゼンテーションは分かりやすく、提案内容に具体性、実現性があるか。	5
		本町の景観特性を理解し、現状に関する認識や課題が妥当であるか。	15
		総合計画や各種施策に関するその他の計画と整合性が取れた計画改定が期待できる提案となっているか。	15
4	見積価格 (10点)	先進的な取組・事例を収集し、多方面からの提案・計画改定が期待できる提案となっているか。	10
		提案内容に対して妥当な見積であるか。	10

2 審査及び評価

(1) 第一次審査 (書面審査)

- ア 久米島町において応募資格を満たす者であるか、委託先として適格であるか書面審査を行う。
- イ 選定された事業者に対しては、第二次審査 (プレゼンテーション審査) の実施日時等を通知する。

(2) 第二次審査 (プレゼンテーション審査)

- ア 審査は、企画提案審査委員会によるプレゼンテーション審査を実施し、契約予定事業者を選定する。
- イ 審査は非公開で行い、審査結果等に関する問い合わせは受け付けない。
- ウ 審査結果については公表するが、審査内容及び審査経過については、公表しない。
- エ 第二次審査における留意事項は、以下のとおりとする。
 - ① 開催日：令和8年4月22日(水) ※予定
 - ② 審査会場への入場者は2名以内とする。
 - ③ 実際に携わる担当者が説明し、1業者につき30分の持ち時間 (説明20分、質疑10分)

で行い、持ち時間の超過を認めない。

(3) 評価

- ア 評価項目に定める項目ごとに採点を行い、審査委員が採点した点数の平均点（小数第2位を四捨五入）をもって得点とする。
- イ 満点は100点とし、最低基準点を60点とする。
- ウ 最低基準点を越えた者のうちから、最も多い得点の高い者を契約の優先交渉権者とする。
- エ 上記ウにおいて、同点により優先交渉権者とすべき者が2者以上ある場合は、選定委員会にて協議の上、優先交渉権者を選定する。
- オ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、優先交渉権者として契約を行う。ただし、最低基準点を満たさない等、プロポーザルが不成立の場合は、再度公募する。

(受注候補者の特定)

- 第10条 委員会は、前条の評価点が高い者から順次、評価順位を決定し、受注候補者として特定するものとする。
- 2 前項の評価順位が第一位又は第二位の者が複数いる場合は、委員会の協議により受注候補者又は次点受注候補者を特定するものとする。
 - 3 町長は、受注候補者に特定した旨を通知するものとする。

(結果の公表)

第11条 委員会は、第10条第1項の規定により受注候補者を特定したときは、次に掲げる事項を町ホームページ等に掲載し、公表するものとする。

- (1) 業務の名称
- (2) 業務期間
- (3) 受注候補者を決定した日
- (4) 受注候補者の名称及び所在地
- (5) 受注候補者とした理由
- (6) その他必要な事項

(仕様書等の作成及び契約の締結)

第12条 町長は、特定された受注候補者と協議し、公告及び提案書に基づき、本業務の仕様書及び設計書を作成し、予定価格を決定するとともに、受注候補者から見積書を徴し、当該見積書の金額が予定価格の範囲内である場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び久米島町契約規則（平成21年久米島町規則第12号）の規定に基づき、随意契約により契約を締結するものとする。ただし、受注候補者が参加申込書の提出があった日から契約の締結までの間に実施要領に定める参加資格を有しなくなったとき、その他契約の締結が不相当と認められたときは、受注候補者との契約の締結は行わず、次点受注候補者と交渉を行うものとする。

(事務局等)

第13条 このプロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、久米島町建設課において担当する。

(委任)

第14条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、公示の日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、本業務の契約締結日限りでその効力を失う。

問い合わせ先

久米島町 建設課 担当：和泉

住所：〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地

電話：098-985-7125 F A X：098-985-7120

E-mail：kensetu@town.kumejima.lg.jp